

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表
修正案（平成 26 年 3 月）

修正前（平成 25 年 3 月）

備考

第 1 章 総則	第 1 章 総則
<p>第 1 節 計画の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（原子炉、加工施設、使用施設（保安規定を定める施設）の運転、事業者外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることにより放射性物質又は性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（事業所外運搬（以下「運搬」という。）の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、米子市・境港市・三朝町（以下「関係周辺市町」という。）、その他県内市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。</p>	<p>第 1 節 計画の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（原子炉、加工施設、使用施設（保安規定を定める施設）の運転、事業者外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることにより放射性物質又は性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（事業所外運搬（以下「運搬」という。）の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、米子市・境港市・三朝町（以下「関係周辺市町」という。）、その他県内市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。</p>
<p>第 2 節～第 4 節 略</p>	<p>第 2 節～第 4 節 略</p>
<p>第 5 節 計画の基礎とするべき災害の想定 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定し、以下のとおりとする。</p> <p>1. 鳥取県に影響する原子力施設 原子力災害対策指針に基づき対策を行う施設及び位置は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥根原子力発電所（鳥根県松江市鹿島町片匂 654-1） ・人形峠環境技術センター（岡山県苫田郡鏡野町上齋原 1550） ・図 1-1 鳥根原子力発電所及び人形峠環境技術センターの位置図 	<p>第 5 節 計画の基礎とするべき災害の想定 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定し、以下のとおりとする。</p> <p>1. 略</p> <p>2. 略</p> <p>3. 略</p>
<p>第 6 節 略</p>	<p>第 6 節 略</p>
<p>第 7 節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施</p> <p>1. 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施 (1) 緊急事態区分（EAL：Emergency Action Level） 原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針等に基づく以下の区分のどれに該当するかに応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によって段階的に避難措置</p>	<p>第 7 節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施</p> <p>1. 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施</p>

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

修正案（平成26年3月）

修正前（平成25年3月）

備考

等の予防的な防護措置を実施することがある。

・情報収集事態

鳥取県松江市、岡山県鏡野町、鳥取県三朝町のいずれかで震度5弱又は震度5強の地震（鳥根県、岡山県、鳥取県で震度6弱以上の地震が発生した場合を除く）が発生した事態

・警戒事態（EAL1）

・施設敷地緊急事態（EAL2）

・全面緊急事態（EAL3）

別添1 鳥根原子力発電所に係る各緊急事態区分を判断するEAL

(2) 略

(3) 人形峠環境技術センターの場合

全面緊急事態となった際には、原災法第15条に基づいて内閣総理大臣から指示された緊急事態応急対策に関する事項に従い、防護措置を実施することとする。

2. 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、UPLZを中心とした緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL: Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

・別添2 防護措置実施のフロー図

・別添3 OILと防護措置について

第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

第2章 原子力災害事前対策

第1節～第3節 略

第4節 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携

(1) 県及び関係周辺市町は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む）、広域連携等の緊急時対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

(2) 県及び関係周辺市町は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の整備、緊急時モニタリング訓練、国の緊急時モニタリングセンター（以下

(1) 略

(2) 人形峠環境技術センターの場合

原子力緊急事態となった際には、原災法第15条に基づいて内閣総理大臣から指示された緊急事態応急対策に関する事項に従い、防護措置を実施することとする。

2. 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、UPLZ及びUPLZ外においては、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL: Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施することとする。

第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

第2章 原子力災害事前対策

第1節～第3節 略

第4節 原子力防災専門官との連携

県及び関係周辺市町は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む）、広域連携等の緊急時対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

「国EMC」という。）の設置の準備、緊急時モニタリング、関係都道府県等
他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、福井地方放射
線モニタリング対策官事務所の地方放射線モニタリング対策官と密接な連携
を図り、実施するものとする。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 県は、平常時から関係機関、民間事業者等との間で協定を締結する等連携
強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対
策等が行えるように努めるものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対
策に係る業務（被災地情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）について
は、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築
し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。
(2) 県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地
域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念
される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
(3) 県は、避難場所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、
国有財産の有効活用を図るものとする。

第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

1. 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 県と関係機関等相互の連携体制の確保
県は、原子力災害に対し万全を期するため、国、関係周辺市町、所在県、所在
市町、所在周辺市、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情
報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点及びオフサイトセ
ンターとの間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。
また、被災市町村から県へ被災状況の報告ができない場合を想定し、県職
員が被災市町村の情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報
をどのような手段で収集するか等、次の項目を参考にして情報の収集・連絡
に係る要領を作成し、国、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、原
子力事業者その他関係機関等に周知する。
・ 原子力事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、
通信障害時等も考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
・ 防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先
・ 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の決定者が不在の
場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
・ 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時等も
考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）
(2) ～ (6) 略

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 県は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結する等連携強化を
進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が
行えるように努めるものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係
る業務（被災地情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あ
らかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく等、民間事業者のノウハウ
や能力等を活用するものとする。
(2) 県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地
域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合に
は、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
(3) 県は、避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、
公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

1. 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 県と関係機関等相互の連携体制の確保
県は、原子力災害に対し万全を期するため、国、関係周辺市町、所在県、所在
市町、所在周辺市、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情
報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点及びオフサイトセ
ンターとの間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。
また、被災市町村から県へ被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員
が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手
段で収集するか等、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作
成し、事業者及び関係機関等に周知するものとする。
・ 事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信
障害時等も考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
・ 防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先
・ 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の意思決定者が
不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
・ 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時等
も考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含
む。）
(2) ～ (6) 略

修正案（平成 26 年 3 月）

修正前（平成 25 年 3 月）

備考

2. 情報の分析整理

(1)・(2) 略

(3) 防災対策上必要とされる資料

県は、国、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、原子力事業者その他関係機関と連携して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要なとなる資料、防護資機材等に関する資料、放射線物質及び放射線の影響予測に必要なとなる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、県災害対策本部設置予定施設、オフサイトセンターに適切に備え付けるものとす。

＜整備を行うべき資料＞

① 略

② 社会環境に関する資料

ア 略

イ 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別。要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等の概要、統計的な観光客数等季節的な人口移動に関する資料を含む。）

ウ～オ 略

カ 拠点となる被ばく医療機関に関する資料（位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）

③ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

ア 略

イ モニタリングポスト配置図、空間放射線量率の測定候補地点図、及び環境試料の採取候補地点図

ウ 略

エ 平常時環境放射線モニタリング資料

オ 略

カ 略

ク 略

④ 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料

ア 略

イ 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段等）

ウ 略

⑥ 略

3. 略

第7節 緊急事態応急体制の整備

2. 情報の分析整理

(1)・(2) 略

(3) 防災対策上必要とされる資料

県は、国、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市及び原子力事業者と連携して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要なとなる資料、防護資機材等に関する資料、放射線物質及び放射線の影響予測に必要なとなる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、県災害対策本部設置予定施設、オフサイトセンターに適切に備え付けるものとす。

＜整備を行うべき資料＞

① 略

② 社会環境に関する資料

ア 略

イ 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別。傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、その他の災害時に援護を必要とする災害時要援護者等（以下「災害時要援護者等」という。）の概要、統計的な観光客数等季節的な人口移動に関する資料を含む。）

ウ～オ 略

カ 緊急時被ばく医療機関に関する資料（初期被ばく医療機関、二次被ばく医療機関それぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）

③ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

ア 略

イ 平常時モニタリング資料

ウ 略

エ 略

オ 略

④ 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料

ア 略

イ 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡先等）

ウ 略

⑥ 略

3. 略

第7節 緊急事態応急体制の整備

略

1. 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備
 (1) 警戒態勢をとるために必要な体制
 県は、情報収集事態若しくは警戒事態の発生を認知した場合、あるいは発電所周辺の安全を確保するため必要があると認めるときは、速やかに職員等の非常参集・連絡の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておく等、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、原子力災害対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成等必要な体制を整備するものとする。

(2) オフサイトセンターにおける立ち上げ準備体制
 県は、警戒事態の通報を受けた場合、直ちに国、関係周辺市町、所在県、所在市町及び所在周辺市と協力して、オフサイトセンターにおける県ブースの立ち上げ準備を迅速に行えるよう、国の原子力災害現地対策本部の事務局機能班への参画準備等、あらかじめ職員の出遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

(3) 略

2. 災害対策本部体制等の整備
 県は、施設敷地緊急事態発生時の通報を受けた場合、あるいは内閣総理大臣が原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言を發出した場合又は知事が必要と認めるときは、知事が必要と認めるときは、知事を本部長とする県災害対策本部を設置し、職員の参集配属体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定め、必要に応じて、県現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

また、県は、迅速な防護対策の実施が必要となつた場合に備え、防護対策の指示を行うための体制について、あらかじめ定め、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

3～8 略

9. 緊急被ばく医療派遣チームの派遣要請体制
 県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、独立行政法人放射線医学総合研究所、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関のスタッフからなる被ばく医療に係る医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ定め、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

略

1. 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備
 (1) 警戒態勢をとるために必要な体制
 県は、警戒事態発生時の通報を受けた場合、あるいは発電所周辺の安全を確保するため必要があると認めるときは、速やかに職員等の非常参集・連絡の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておく等、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成等必要な体制を整備するものとする。

(2) オフサイトセンターにおける立ち上げ準備体制
 県は、警戒事態の通報を受けた場合、直ちに国、関係周辺市町、所在県、所在市町及び所在周辺市と協力して、オフサイトセンターにおける県ブースの立ち上げ準備を迅速に行えるよう、国の原子力災害現地対策本部の事務局機能班への参画準備等、あらかじめ職員の出遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

(3) 略

2. 災害対策本部体制等の整備
 県は、特定事態発生時の通報を受けた場合、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を發出した場合又は知事が必要と認めるときは、知事を本部長とする県災害対策本部を設置し、職員の参集配属体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定め、必要に応じて、県現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

また、県は、迅速な防護対策の実施が必要となつた場合に備え、防護対策の指示を行うための体制について、あらかじめ定め、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

3～8 略

9. 緊急被ばく医療派遣チームの派遣要請体制
 県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学付属病院を中心に、各医療機関から派遣された医療関係者からなる緊急被ばく医療派遣チームの派遣の要請手続きについてあらかじめ定め、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

修正案（平成 26 年 3 月）

10. 広域的な応援協力体制の拡充・強化
 県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難住民のスクリーニング（「居住者、車両、ペット、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、他の都道府県及び防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力のもと、他の都道府県等との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、県災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整え、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定の締結の促進を図るものとする。

また、県は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくほか、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等、必要な準備を整えておくものとする。

表 2-1 鳥取県が締結する災害時応援協定

名称	相手先	締結年月日
1 略 ～ 6	略	略
7 関西広域連合と鳥取県の危機発生時の相互応援に関する覚書	関西広域連合	平成 24 年 10 月 25 日

11. 略

12. モニタリング体制等

(1) 緊急時モニタリングセンター

緊急時モニタリングを実施するために、原子力規制委員会（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部。緊急時モニタリングに関しては、以下同じ。）の統括の下、国EMCが設置される。国EMCは、国（原子力規制委員会及び関係省庁）、PAZを及びUPZを含む地方公共団体（以下「関係地方公共団体」という。）、原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により構成される。県は、国が行う国EMCの体制の整備に協力する。

(2) 平常時のモニタリングの実施

県は、緊急時に原子力施設から放射された放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時から環境放射線モニタリング（空間放射線量率、水道水、植物等の環境試料）を適切に実施する。

修正前（平成 25 年 3 月）

10. 広域的な応援協力体制の拡充・強化
 県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難住民のスクリーニング等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、他の都道府県及び防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力のもと、他の都道府県等との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、県災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整え、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定の締結の促進を図るものとする。

また、県は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくほか、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等、必要な準備を整えておくものとする。

表 2-1 鳥取県が締結する災害時応援協定

名称	相手先	締結年月日
1 略 ～ 6	略	略

11. 略

12. モニタリング体制等

緊急時モニタリングについては、原子力規制委員会の統括の下、原子力規制委員会、文部科学省等関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等が実施するものとされている。また上記以外の関係省庁（海上保安庁等）はその支援を行うものとされている。

県は、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援のもと、平常時より環境放射線モニタリング（空間放射線量率、水道水、植物等の環境試料）を適切に実施するものとする。

修正案（平成26年3月）

修正前（平成25年3月）

備考

<p>(3) その他体制の整備 県は、国、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、関係地方公共団体、原子力事業者並びに関係指定公共機関等と協力して、緊急時モニタリング計画の作成、モニタリング資機材の整備・維持、モニタリング要員の確保及び訓練を通じた連携の強化等を行い、緊急時モニタリング体制の整備を図る。具体的には以下の通り (4) 緊急時モニタリング計画の作成 県は、原子力災害対策指針等に基づき、国、関係地方公共団体及び原子力事業者及び関係指定公共機関等の協力を得て、緊急時モニタリング計画を作成する。 (5) モニタリング資機材等の整備・維持 県は、平常時の環境放射線モニタリング及び緊急時モニタリングを適切に実施するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型モニタリングの資機材、環境試料分析装置並びに携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努める。 (6) 要員の確保 国は、緊急時モニタリングのための要員等を定めた動員計画を定めるものとされている。県は、これに協力し、必要な要員をあらかじめ定めておく。 (7) 県EMCの体制及び役割 県EMCの実施体制と役割は次のとおりとする。</p>													
<p>・表2-3 「県EMC体制と役割」</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>班名等</th> <th>業務内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリングセンター一長</td> <td>県EMCを統括し、モニタリング活動を指揮する。</td> <td>衛生環境研究所長</td> </tr> <tr> <td>現地派遣専門チーム</td> <td>県EMCセンター長に対し、必要な技術的事項について指示、指導又は助言を行う。</td> <td>衛生環境研究所長</td> </tr> <tr> <td>企画・評価チーム</td> <td>国EMC設置までは、県緊急時モニタリング計画に基づき、初動活動の検討、各チームへの指示、結果の解析及び評価を行う。国EMC設置後は、国EMCの指揮に基づき、各チームへの指示、国EMCへの報告を行う。</td> <td>衛生環境研究所長が定める要員</td> </tr> </tbody> </table>	班名等	業務内容	備考	モニタリングセンター一長	県EMCを統括し、モニタリング活動を指揮する。	衛生環境研究所長	現地派遣専門チーム	県EMCセンター長に対し、必要な技術的事項について指示、指導又は助言を行う。	衛生環境研究所長	企画・評価チーム	国EMC設置までは、県緊急時モニタリング計画に基づき、初動活動の検討、各チームへの指示、結果の解析及び評価を行う。国EMC設置後は、国EMCの指揮に基づき、各チームへの指示、国EMCへの報告を行う。	衛生環境研究所長が定める要員
班名等	業務内容	備考											
モニタリングセンター一長	県EMCを統括し、モニタリング活動を指揮する。	衛生環境研究所長											
現地派遣専門チーム	県EMCセンター長に対し、必要な技術的事項について指示、指導又は助言を行う。	衛生環境研究所長											
企画・評価チーム	国EMC設置までは、県緊急時モニタリング計画に基づき、初動活動の検討、各チームへの指示、結果の解析及び評価を行う。国EMC設置後は、国EMCの指揮に基づき、各チームへの指示、国EMCへの報告を行う。	衛生環境研究所長が定める要員											

<p>また、県は、国及び原子力事業者と連携し、緊急時モニタリング計画の策定、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、関係機関との協力体制の確立等、緊急時モニタリング実施体制を整備するものとする。 (1) 緊急時モニタリング計画の策定 県は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等に基づき、緊急時モニタリング計画を策定するものとする。 なお、食品のモニタリングについては、緊急時モニタリング計画を策定する際、原子力災害対策指針及び関係省庁が定めるマニュアルを主たる根拠とするものとする。 (2) モニタリング設備・機器の整備・維持 県は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器、携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。 (3) 緊急時モニタリング要員の確保 県は、緊急時モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために必要な要員及びその役割等をあらかじめ定めておくものとする。 (4) 緊急時モニタリングの体制及び役割 県は、EMCとその指揮下のモニタリングチームで構成するモニタリング実施組織及びセンター長、チームの役割等を定めておくものとする。</p>													
<p>・表2-3 「緊急時モニタリング組織と役割」</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>班名等</th> <th>業務内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリングセンター一長</td> <td>県のモニタリング実施組織を統括し、モニタリング活動を指揮する。</td> <td>衛生環境研究所長</td> </tr> <tr> <td>現地派遣専門チーム</td> <td>県のモニタリングセンター長に対し、必要な技術的事項について指示、指導又は助言を行う。</td> <td>衛生環境研究所長</td> </tr> <tr> <td>企画・評価チーム</td> <td>モニタリング計画を策定（必要に応じて修正）し、モニタリング情報等の解析と評価を行う。</td> <td>衛生環境研究所長が定める要員</td> </tr> </tbody> </table>	班名等	業務内容	備考	モニタリングセンター一長	県のモニタリング実施組織を統括し、モニタリング活動を指揮する。	衛生環境研究所長	現地派遣専門チーム	県のモニタリングセンター長に対し、必要な技術的事項について指示、指導又は助言を行う。	衛生環境研究所長	企画・評価チーム	モニタリング計画を策定（必要に応じて修正）し、モニタリング情報等の解析と評価を行う。	衛生環境研究所長が定める要員
班名等	業務内容	備考											
モニタリングセンター一長	県のモニタリング実施組織を統括し、モニタリング活動を指揮する。	衛生環境研究所長											
現地派遣専門チーム	県のモニタリングセンター長に対し、必要な技術的事項について指示、指導又は助言を行う。	衛生環境研究所長											
企画・評価チーム	モニタリング計画を策定（必要に応じて修正）し、モニタリング情報等の解析と評価を行う。	衛生環境研究所長が定める要員											

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

修正案（平成 26 年 3 月）		修正前（平成 25 年 3 月）		備考
情報収集チーム	異常事態発生事業所の放出源情報、気象情報、各モニタリングチームの測定情報及び緊急時計算システム等の情報の収集、記録、周知を行う。また、県災害対策本部、関係県EMC等との連絡調整を行う。	情報収集チーム	異常事態発生事業所の放出源情報、気象情報、各モニタリングチームの測定情報及びSPEEDI等の情報の収集、記録、周知を行う。また、県災害対策本部、関係県EMC等との連絡調整を行う。	
試料計測チーム	採取試料を直接又は化学処理等して放射線測定を行い、試料中の放射能を同定・定量する。	試料計測チーム	採取試料を直接又は化学処理等して放射線測定を行い、試料中の放射能を同定・定量する。また、積算線量計の積算線量を測定する。	
以下略		以下略		
<p>(8) 訓練等を通じた測定品質の向上 県は、平常時から、国、関係地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関等と定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて意思疎通を深め、測定品質の向上に努める。</p>		<p>(5) 関係機関との協力による広域モニタリング体制の整備 県は、緊急時モニタリング計画で整理されたモニタリング関係機関と平常時より、緊密な連携を図るものとする。 県は、国、指定公共機関及び原子力事業者から派遣される緊急時モニタリング要員等の受け入れ体制及び役割分担について整備するとともに、原子力規制委員会の統括のもと、所在県、指定行政機関、指定公共機関、原子力事業者等と連携し、広域にわたるモニタリングを機動的に展開することのできる体制を整備するものとする。</p>		
<p>(9) 緊急時計算システム 県は、国、指定公共機関、原子力事業者と連携し、気象情報や放射性物質の大気中拡散に係る機器の整備を図ることとする。</p>		<p>(6) 緊急時予測システム 県は、国、指定公共機関、原子力事業者と連携し、気象予測や放射性物質の大気中拡散予測（緊急時迅速環境放射能影響予測ネットワークシステム（以下「SPEEDIネットワークシステム」という。）等）に係る機器の整備を図ることとする。 また、県は、防護措置の実施に関する区域や時期等の条件の設定において考慮すべき地域の気象（風向・風速・降雨量等）や大気中拡散予測の特性を事前に整理しておく。</p>		
<p>13. 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備 略</p>		<p>(7) 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備 略</p>		
<p>14. 専門家の派遣要請手続き 県は、原子力事業者より警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合に備え、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きのほか、鳥取県原子力防災専門家会議の委員にを要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。</p>		<p>13. 専門家の派遣要請手続き 県は、原子力事業者より警戒事態又は特定事象発生の通報を受けた場合、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きのほか、鳥取県原子力防災専門家会議の委員にを要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。</p>		
<p>15. 放射性物質による環境汚染への対処のための整備</p>		<p>14. 放射性物質による環境汚染への対処のための整備</p>		

<p>略</p>	<p>略</p>
<p>16. 複合災害に備えた体制の整備 略</p>	<p>15. 複合災害に備えた体制の整備 略</p>
<p>17. 人材及び防災資機材の確保等に係る連携 略</p>	<p>16. 人材及び防災資機材の確保等に係る連携 略</p>
<p>第8節 避難収容活動体制の整備 1. 避難計画の作成 略</p>	<p>第8節 避難収容活動体制の整備 1. 避難計画の作成 略</p>
<p>2. 避難所等の整備等 (1) 避難所等の整備 県及び市町村は、地域防災センター、公民館等の公共施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所等あらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るよう助言するものとする。また、県は指定緊急避難場所等の指定に当たっては、風向等の気象条件により指定緊急避難場所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。</p>	<p>2. 避難所等の整備 (1) 避難所等の整備 県及び市町村は、地域防災センター、公民館等の公共施設等を対象に、避難やスクリーニング等の場所をその管理者の同意を得て避難所等としてあらかじめ指定するものとする。避難所等の指定に当たっては、風向等の気象条件により避難場所が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、災害時要援護者等に十分配慮するものとする。</p>
<p>また、県は、国の協力のもと、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。 なお、県及び市町村は、避難所として指定した建物について、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。</p>	<p>また、県は、国の協力のもと、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。 なお、県及び市町村は、避難やスクリーニング等の場所として指定した建物について、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。</p>
<p>(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保 県は、関係周辺市町村に対し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等を整備するよう助言するものとする。また、県は、関係周辺市町村等と協力し、広域避難も想定して、避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。</p>	<p>(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備 県は、関係周辺市町村に対し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等を整備するよう助言するものとする。また、県は、関係周辺市町村等と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。</p>
<p>(3) コンクリート屋内退避施設の整備 県は、関係周辺市町村に対しコンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコンクリート屋内退避施設の整備について助言するものとする。 また、県は、要配慮者等のコンクリート屋内退避施設を確保するものとする。</p>	<p>(3) コンクリート屋内退避体制等の整備 県は、関係周辺市町村に対しコンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備について助言するものとする。 また、県は、災害時要援護者等のコンクリート屋内退避施設を確保するものとする。</p>
<p>(4) 病院等医療機関、社会福祉施設等に対する放射線防護対策の整備 県は、全面緊急事態において、避難が容易でない想定される等の事情により、一定期間その場にどきまらざるを得ないことが想定される病院等医療機関、社会福祉施設等について、放射性物質又は放射線の異常な放出に対する放射線防護対策に努めるものとする。</p>	<p>(4) 病院等医療機関、社会福祉施設等に対する放射線防護対策の整備 県は、全面緊急事態において、避難が容易でない想定される等の事情により、一定期間その場にどきまらざるを得ないことが想定される病院等医療機関、社会福祉施設等について、放射性物質又は放射線の異常な放出に対する放射線防護対策に努めるものとする。</p>

修正案（平成 26 年 3 月）

修正前（平成 25 年 3 月）

備考

(5) 広域一時滞在に係る応援協定の締結
略

(6) 応急仮設住宅の供給体制等の整備

県は、国、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に
関し、供給可能量を把握する等、あらかじめ調達・供給体制を整備しておく
とともに、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設
可能な用地を把握する等、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

(7) 救助に関する施設等の整備

略

(8) 被災者支援の仕組みの整備

略

(9) 避難所における設備等の整備

県及び市町村は、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡
易ベット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイ
レなど、要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める
とともに、被災者による災害情報への入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整
備を図るものとする。

(10) 物資の備蓄に係る整備

略

3. 要配慮者の避難誘導・移送体制の整備

(1) 県は、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、避難誘導に当た
っては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原
子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組みものとする。

① 必要に応じて避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入
れ体制の整備を支援するものとする。

② 関係周辺市町に対し、要配慮者避難支援計画等を整備することを助言す
るものとする。

(2) ～ (3) 略

(4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結
略

(5) 応急仮設住宅等の整備

県は、国、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に
関し、供給可能量を把握する等、あらかじめ調達・供給体制を整備しておく
ものとする。また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関
し、建設可能な用地を把握する等、あらかじめ供給体制を整備しておくものと
する。

(6) 救助に関する施設等の整備

略

(7) 被災者支援の仕組みの整備

略

(8) 避難所における設備等の整備

県及び市町村は、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、
簡易ベット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式ト
イレ等、災害時要配慮者等にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備
に努めるとともに、被災者による災害情報への入手に資するテレビ、ラジオ等の
機器の整備を図るものとする。

(9) 物資の備蓄に係る整備

略

3. 災害時要配慮者等の避難誘導・移送体制の整備

(1) 災害時要配慮者等及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響
を受けやすい乳幼児等について十分配慮する等、原子力災害の特殊性に留意
し、次の項目に取り組みものとする。

① 災害時要配慮者等及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うた
め、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障が
い福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得なが
ら、平常時より、災害時要配慮者等に関する情報を把握の上、関係者との共
有に努めるよう、関係周辺市町に対し助言するものとする。

② 災害時要配慮者等及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達で
きるよう、関係周辺市町及び関係機関等に対し、情報伝達体制の整備を支援
するものとする。

③ 避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。

④ 必要に応じて避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入
れ体制の整備を支援するものとする。

⑤ 関係周辺市町に対し、災害時要配慮者等避難支援計画等を整備することを
助言するものとする。

(2) ～ (3) 略

4～5 略

6. 住民等の避難状況の確認体制の整備
県は、関係周辺市町が屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう関係周辺市町に対し助言するものとする。

7. 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備
略

8. 警戒区域を設定する場合の計画の策定
県は、市町村が警戒区域を設定する場合に備え、警戒区域設定に伴う広報等に関する計画を支援するものとする。

9. 避難場所等・避難方法等の周知
県は、関係周辺市町に対し、避難、スクリーニング、安定ヨウ素剤配付等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集結所、家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、ペットとの同行避難等を含む）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を関係周辺市町、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。県は、国、関係周辺市町及び原子力事業者と連携のうえ、情報収集事態、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。

第9節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

1. 略

2. 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保
県は、関係周辺市町に対し、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合における、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。

第10節 緊急輸送活動体制の整備

1. 略

2. 緊急輸送路の確保体制等の整備

4～5 略

6. 住民等の避難状況の確認体制の整備
県は、関係周辺市町が避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう関係周辺市町に対し助言するものとする。

7. 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報伝達する仕組みの整備
略

8. 警戒区域を設定する場合の計画の策定
県は、市町村が警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報等に関する計画を支援するものとする。

9. 避難場所・避難方法等の周知
県は、関係周辺市町に対し、避難、スクリーニング等の場所・避難誘導方法（家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を関係周辺市町、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。県は、国、関係周辺市町及び原子力事業者と連携のうえ、警戒事態及び特定事象発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。

第9節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

1. 略

2. 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保
県は、関係周辺市町に対し、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。

第10節 緊急輸送活動体制の整備

1. 略

2. 緊急輸送路の確保体制等の整備

修正前（平成 25 年 3 月）	備考
<p>(1) 県は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送手段、輸送拠点（物資等の仮集積場）等について把握・点検し、緊急時における輸送機能の確保を図るものとする。また、国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、<u>指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。</u></p> <p>(2) ～ (6) 略</p> <p>(7) 県は、国と連携し、必要に応じて、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。</p> <p>また、<u>県は民間企業の運転手等の被ばく線量の管理や放射線及び放射線防護についての知識の取得のための研修等の機会を提供する。</u></p> <p>(8)・(9) 略</p> <p>第 11 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備</p> <p>1. 略</p> <p>2. 救助・救急機能の強化</p> <p>県は、国、原子力事業者、関係周辺市町を管轄する消防局と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。</p> <p>3. 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 県は、国と協力し、関係機関等と調整の上、原子力災害において、各地域で被ばく医療の中核的な機能を担う拠点となる被ばく医療機関を選定するなど、緊急被ばく医療体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(4) 県は、国及び拠点となる被ばく医療機関と協力し、原子力災害時の拠点となる被ばく医療機関等の診療状況等の情報を迅速に把握するために、被ばく医療に係る医療情報システムの整備に努めるとともに、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。</p> <p>(5) 県は、国と協力し、外来診療及び入院診療に対応する各地域で被ばく医療の中核的な機能を担う拠点となる被ばく医療機関並びに一般病院及びそれらのネットワークについて、一般災害における医療関係者を積極的に関与させつつ、構築するよう努めるものとする。</p> <p>(6) 県は、緊急被ばく医療及び救急・災害医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な緊急被ばく医療が行われるよう原子力事業者及び関係諸機関</p>	<p>(1) 県は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送手段、輸送拠点（物資等の仮集積場）等について把握・点検し、緊急時における輸送機能の確保を図るものとする。また、県は国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、<u>関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。</u></p> <p>(2) ～ (6) 略</p> <p>(7) 県は、国と連携し、必要に応じて、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。</p> <p>(8)・(9) 略</p> <p>第 11 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備</p> <p>1. 略</p> <p>2. 救助・救急機能の強化</p> <p>県は国、関係周辺市町を管轄する消防局と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。</p> <p>3. 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 県は、国と協力し、緊急被ばく医療活動を充実強化するため、初期及び二次被ばく医療機関における被ばく医療体制を構築するとともに、地域の災害拠点病院等、既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制の構築を図るものとする。</p> <p>(4) 県は、緊急被ばく医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な緊急被ばく医療が行われるよう関係諸機関との整合性のある計画を作成するも</p>

との整合性のある計画を作成するものとする。

4. 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

県は、原子力災害対策指針を踏まえ、関係周辺市町、医療機関等と連携して、住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておくものとする。

(1) 県は、関係周辺市町と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、服用時の相談対応・副作用の観察等を行う医療専門職の配置等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。

(2) 県は、関係周辺市町と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

(3) 県は、安定ヨウ素剤の備蓄を行う学校、病院・有床診療所、社会福祉施設に対して、医師等により安定ヨウ素剤の取扱いに関する留意点等を説明するものとする。

(4) 県は、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関に対し、副作用が発生した際の対応を依頼するなど、救急医療体制の整備に努めるものとする。

5. 消火活動体制の整備 略

6. 略

7. 物資の調達、供給活動体制の整備

(1) 県は、国、関係周辺市町及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定される等地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食糧その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設ける等、体制の整備に努めるものとする。

(2) 略

(3) 国は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻痺等により、被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに避難所ごとの避難者数等に応じて食糧等の物資を

のとする。

4. 消火活動用資機材等の整備 略

5. 略

6. 物資の調達、供給活動

(1) 県は、国、関係周辺市町及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定される等地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食糧その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設ける等、体制の整備に努めるものとする。

(2) 略

(3) 国は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻痺等により、被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに避難場所ごとの避難者数等に応じて食糧等の物資を

修正案（平成26年3月）

修正前（平成25年3月）

備考

調達し、被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するものとされている。
 県は、災害の規模等に鑑み、関係周辺市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るものとする。

を調達し、被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するものとされている。
 県は、災害の規模等に鑑み、関係周辺市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るものとする。

8. 大規模・特殊災害における救助隊の整備
 県は、国、県警察本部、市町村、消防局等と連携し、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するものとする。

7. 大規模・特殊災害における救助隊の整備
 県は、国、県警察、市町村、消防局等と連携し、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するものとする。

第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

(1) 県は、国、関係周辺市町と連携し、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分りやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるよう、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。

(2) 県は、国と連携し、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、県防災行政無線等の施設、装備の整備を図るものとする。

(3) 略

(4) 県は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び関係周辺市町と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(5) 略

第13節 略

第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

(1) 県は、国、関係周辺市町及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、関係周辺市町が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行うものとする。

①～⑤ 略

⑥ コンクリート屋内避難所、避難所等に関すること

⑦ 要配慮者への支援に関すること

⑧～⑨ 略

(2) 略

(3) 県が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮する

第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

(1) 県は、国、関係周辺市町と連携し、警戒事態又は特定事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分りやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるよう、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。

(2) 県は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、体制及び県防災行政無線等の施設、装備の整備を図るものとする。

(3) 略

(4) 県は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び関係周辺市町と連携し、災害時要配慮者等及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(5) 略

第13節 略

第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

(1) 県は、国、関係周辺市町及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、関係周辺市町が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行うものとする。

①～⑤ 略

⑥ コンクリート屋内避難所、避難所に関すること

⑦ 災害時要配慮者等への支援に関すること

⑧～⑨ 略

(2) 略

(3) 県が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、災害時要配慮者等へ十分に

修正案（平成26年3月）

ことにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点から配慮するよう努めるものとする。

(4) 略

(5) 県は、国及び市町村と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

(6)・(7) 略

第15節 防災業務関係者の人材育成

県は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じて実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性等、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

- ①～④ 略
- ⑤ モニタリングの実施方法及び機器並びにモニタリングにおける気象情報及び大気中拡散計算の活用に関すること
- ⑥～⑧ 略
- ⑨ 緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること
- ⑩ 略

第16節 防災訓練等の実施

1. 訓練計画の策定

(1) 県は、国、原子力事業者等関係機関の支援のもと、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、自衛隊等と連携し、次に掲げる防災活動の機能別又は各機能を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。

- ①～④ 略
- ⑤ 略
- ⑥ 略
- ⑦ 略
- ⑧ 略
- ⑨ 略

(2) 県は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、緊急被ばく医療、緊急時モニタリング、住民避難及び住民に対する情報提供等に関して県が行うべき防災対

修正前（平成25年3月）

配慮することにより、地域において災害時要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点から配慮するよう努めるものとする。

(4) 略

(5) 県は、国及び市町村と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

(6)・(7) 略

第15節 防災業務関係者の人材育成

県は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じて実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性等、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

- ①～④ 略
- ⑤ モニタリングと予測の役割分担、モニタリング実施方法及び機器に関すること
- ⑥～⑧ 略
- ⑨ 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること
- ⑩ 略

第16節 防災訓練等の実施

1. 訓練計画の策定

(1) 県は、国、原子力事業者等関係機関の支援のもと、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、自衛隊等と連携し、次に掲げる防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。

- ①～④ 略
- ⑤ 気象予測及び大気中拡散予測の活用訓練
- ⑥ 略
- ⑦ 略
- ⑧ 略
- ⑨ 略

(2) 県は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、緊急被ばく医療、緊急時モニタリング、住民避難及び住民に対する情報提供等に関して県が行うべき防災対

修正前（平成 26 年 3 月）	修正前（平成 25 年 3 月）	備考
<p>策や、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成する等、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。</p> <p>2. 訓練の実施</p> <p>(1) 機能別訓練等の実施</p> <p>県は、計画に基づき、国、原子力事業者等関係機関と連携し、防災活動の機能別又は各機能を組み合わせた訓練を定期的に実施するものとする。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3. 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>県は、訓練を実施するにあたり、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試用する等、現場における判断力の方法論を活用するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。</p> <p>県は、訓練を実施するにあたり、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、国、事業者と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じて、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。</p> <p>県は、必要に応じて、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。</p> <p>第 17 節・第 18 節 略</p> <p>第 3 章 緊急事態応急対策</p> <p>第 1 節 基本方針</p> <p>本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第 15 条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心としたものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災に必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。</p> <p>第 2 節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1. 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡</p>	<p>策や、複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成する等、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。</p> <p>2. 訓練の実施</p> <p>(1) 要素別訓練等の実施</p> <p>県は、計画に基づき、国、原子力事業者等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的に実施するものとする。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3. 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>県は、訓練を実施するにあたり、原子力規制委員会、事業者の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試用する等、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。</p> <p>県は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、国、事業者と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じて、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。</p> <p>県は、必要に応じて、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。</p> <p>第 17 節・第 18 節 略</p> <p>第 3 章 緊急事態応急対策</p> <p>第 1 節 基本方針</p> <p>本章は、原子力事業者から警戒事態又は特定事態の通報があった場合の対応及び同法第 15 条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心としたものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災に必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。</p> <p>第 2 節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1. 特定事態等発生情報等の連絡</p>	

<p>(1) 情報収集事態が発生した場合</p> <p>① 原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡することとされている。</p> <p>② 県は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</p> <p>(2) 警戒事態が発生した場合</p>	<p>(1) 原子力事業者からの警戒事象発生の通報があった場合</p> <p>① 原子力事業者の原子力防災管理者は、原災法第 10 条に基づき通報事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障又はそれに準じる事故・故障が発生した場合は、警戒事象として、原子力規制委員会へ連絡するとともに、県をはじめ官邸（内閣官房）、所在市町、関係周辺市町、関係機関等へ連絡するものとする。</p> <p>② 原子力規制委員会は、警戒事象の発生を確認するとともに原子力規制委員会原子力事故警戒本部から関係省庁及び県及び公衆に対し情報提供を行うものとされている。</p>
<p>③ 原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事象の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に對し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡することとされている。</p> <p>④ 県は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</p> <p>⑤ 立入検査の実施</p> <p>県は、次の場合、県の職員の安全が確保される範囲内で必要に応じて立入検査を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。</p> <p>ア 島根原子力発電所から当該通報等があった場合</p> <p>イ 人形峠環境技術センターから当該通報等があった場合</p>	<p>③ 県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、市町村及び関係する指定地方公共機関等に連絡するものとする。</p> <p>④ 立入検査の実施</p> <p>ア 県は、島根原子力発電所から当該通報等があった場合において、立入検査を行うものとする。</p> <p>イ 県は、人形峠環境技術センターから当該通報があった場合において、立入検査を行うものとする。</p> <p>⑤ 現地確認の実施</p> <p>県は、島根原子力発電所周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、米子市、境港市と現地確認を行うものとする。</p>
<p>④ 現地確認の実施</p> <p>県は、島根原子力発電所周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、県の職員が確保される範囲内で米子市、境港市と現地確認を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。</p> <p>⑤ 連絡系統図</p> <p>・図 3 - 1 「施設敷地緊急事態の基準に達しない異常情報等の連絡系統図（島根原子力発電所）」</p>	<p>⑤ 県は、米子市、境港市と現地確認を行うものとする。</p> <p>⑥ 連絡系統図</p> <p>・図 3 - 1 「特定事象の基準に達しない異常情報等の連絡系統図（島根原子力発電所）」</p>

修正案（平成 26 年 3 月）	修正前（平成 25 年 3 月）	備考
<p>・ 図 3-2 「施設敷地緊急事態の基準に達しない異常情報等の連絡系統図（人形峠環境技術センター）」</p> <p>(3) 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合</p> <p>① 原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、所在市町の消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文章をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。</p> <p>② 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を发出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について官邸（内閣官房）、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部及び公衆に連絡するものとされている。また、県、関係周辺市町に対しては、屋内退避の準備を行うよう、その他県内市町村に対しては、住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとされている。</p> <p>③ 県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し市町村及び関係する指定地方公共機関等に連絡するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所在市町と同様の情報を市町村に連絡すること ・ 市町村に連絡する際には、P.A.Z内の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を記載すること ④ 原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県をはじめ国、県及び関係地方公共団体に連絡することとされている。 ⑤ 立入検査の実施 <p>県は、次の場合、県の職員の安全が確保される範囲内で必要に応じて立入検査を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。</p> <p>ア 島根原子力発電所から①に該当する通報があった場合</p> <p>イ 人形峠環境技術センターから①に該当する通報があった場合</p> <p>⑥ 現地確認の実施</p> <p>県は、島根原子力発電所周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、県の職員の安全が確保される範囲内において米子市、境港市と現地確認を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。</p> <p>⑦ 連絡系統図</p> <p>・ 図 3-3 「施設敷地緊急事態発生時の連絡系統図（島根原子力発電所）」</p>	<p>・ 図 3-2 「特定事象の基準に達しない異常情報等の連絡系統図（人形峠環境技術センター）」</p> <p>(2) 原子力事業者からの特定事象発生通報があった場合</p> <p>① 原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、所在市町、関係周辺市町、県警察本部、所在市町の消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文章をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。</p> <p>② 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を发出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について県をはじめ官邸（内閣官房）、所在市町、県警察本部及び公衆に連絡するものとされている。</p> <p>③ 県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し市町村及び関係する指定地方公共機関等に連絡するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P.A.Zを含む松江市と同様の情報を市町村に連絡すること ・ 市町村に連絡する際には、P.A.Z内の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を記載すること ④ 原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県をはじめ国、所在市町に連絡することとされている。 ⑤ 立入検査の実施 <p>ア 県は、島根原子力発電所から①に該当する通報があった場合において、立入検査を行うものとする。</p> <p>イ 県は、人形峠環境技術センターから①に該当する通報があった場合において、立入検査を行うものとする。</p> <p>⑥ 現地確認の実施</p> <p>県は、島根原子力発電所周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、現地確認を行うものとする。</p> <p>⑦ 連絡系統図</p> <p>・ 図 3-3 「特定事象発生時の連絡系統図（島根原子力発電所）」</p>	

修正案（平成 26 年 3 月）

・図 3-4 「施設敷地緊急事態発生情報の連絡系統図（人形峠環境技術センター）」

(4) 県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生時の通報を行うべき数値の検出を見つけた場合

① 県は、通報がない状態において、県が設置しているモニタリングポストにより、施設敷地緊急事態発生時の通報を行うべき数値の検出を見つけた場合は、直ちに島根原子力規制事務所又は上斎原原子力規制事務所の原子力防災専門官に連絡するとともに、必要に応じて原子力事業者の確認を行うものとする。また、所在県、市町村及び関係する指定地方公共機関等に連絡するものとする。

② 略

③ 立入検査の実施
 県は、次の場合に県の職員の安全が確保される範囲内で必要に応じて立入検査を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。

ア 島根原子力発電所に関し①に該当する事象が発生した場合

イ 人形峠環境技術センターに関し①に該当する事象が発生した場合

④ 現地確認の実施
 県は、島根原子力発電所周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、県の職員の安全が確保される範囲内で米子市、境港市と現地確認を行う。

⑤ 連絡系統図
 ・図 3-5 「県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生時の通報を行うべき数値を見つけた場合の連絡系統図（島根原子力発電所）」
 ・図 3-6 「県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生時の通報を行うべき数値を見つけた場合の連絡系統図（人形峠環境技術センター）」

(5) 略
 (6) 略

2. 応急対策活動情報の連絡
 (1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡
 ① 原子力事業者は、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、所在市町の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状態、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。

②～⑤ 略

修正前（平成 25 年 3 月）

・図 3-4 「特定事象発生情報の連絡系統図（人形峠環境技術センター）」

(3) 県のモニタリングポストで特定事象発生時の通報を行うべき数値の検出を見つけた場合

① 県は、通報がない状態において、県が設置しているモニタリングポストにより特定事象発生時の通報を行うべき数値の検出を見つけた場合は、直ちに島根原子力規制事務所又は上斎原原子力規制事務所の原子力防災専門官に連絡するとともに、必要に応じて原子力事業者の確認を行うものとする。また、所在県、市町村及び関係する指定地方公共機関等に連絡するものとする。

② 略

③ 立入検査の実施

ア 県は、島根原子力発電所に関し①に該当する事象が発生した場合において、立入検査を行うものとする。

イ 県は、人形峠環境技術センターに関し①に該当する事象が発生した場合において、立入検査を行うものとする。

④ 現地確認の実施
 県は、島根原子力発電所周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、現地確認を行うものとする。

⑤ 連絡系統図
 ・図 3-5 「県のモニタリングポストで特定事象発生時の通報を行うべき数値を見つけた場合の連絡系統図（島根原子力発電所）」
 ・図 3-6 「県のモニタリングポストで特定事象発生時の通報を行うべき数値を見つけた場合の連絡系統図（人形峠環境技術センター）」

(4) 略
 (5) 略

2. 応急対策活動情報の連絡
 (1) 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡
 ① 原子力事業者は、県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、所在県、所在市町、県警察本部、所在市町の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状態、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。

②～⑤ 略

(2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

① 原子力事業者の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、所在市町の消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官等に同事に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。

② 原子力規制委員会は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うこととされている。

県は、国の原子力災害現地対策本部、指定公共機関、関係周辺市町、所在市町、所在市町、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う各機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

③ 略

④ 原子力防災専門官等現地に派遣された国の職員は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、県、所在市町、及び関係周辺市町をはじめ原子力事業者、関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うこととされている。

⑤ 連絡系統図

ア 島根原子力発電所

国（原子力規制委員会）から連絡を受けた事項について、県は、米子市、境港市、その他県内市町村、自衛隊、関係する指定地方公共機関等に連絡を行うものとする。

・図 3-7 「全面緊急事態時の通報系統図（島根原子力発電所）」

イ 人形峠環境技術センター

国（原子力規制委員会）から連絡を受けた事項について、県は、三朝町、その他県内市町村、関係する指定地方公共機関等に連絡を行うものとする。

・図 3-8 「全面緊急事態時の連絡系統図（人形峠環境技術センター）」

3. 一般回線が使用できない場合の対処

原子力規制委員会は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じて、衛星電話、インターネットメール、J-ALERT 等多様な通信手段を用いて、国の原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、県は、

(2) 原子力緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

① 原子力規制委員会は、原子力緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うこととされている。

県は、国の原子力災害現地対策本部、指定公共機関、関係周辺市町、所在市町、所在市町、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う各機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

② 略

③ 原子力防災専門官は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、県及び関係周辺市町をはじめ原子力事業者、関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うこととされている。

④ 連絡系統図

ア 島根原子力発電所

国（原子力規制委員会）から連絡を受けた事項について、県は、米子市、境港市、その他県内市町村、自衛隊、関係する指定地方公共機関等に連絡を行うものとする。

・図 3-7 「緊急事態認定時の通報系統図（島根原子力発電所）」

イ 人形峠環境技術センター

国（原子力規制委員会）から連絡を受けた事項について、県は、三朝町、その他県内市町村、関係する指定地方公共機関等に連絡を行うものとする。

・図 3-8 「緊急事態認定時の連絡系統図（人形峠環境技術センター）」

3. 一般回線が使用できない場合の対処

原子力規制委員会は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じて、衛星電話、インターネットメール、J-ALERT 等多様な通信手段を用いて、国の原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、県は、

修正案（平成 26 年 3 月）

伝達された内容を関係周辺市町に連絡するものとする。この際、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

4. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

(1) 県EMCの設置及び緊急時モニタリング等の実施

① 情報収集事態の環境放射線モニタリング
県は、固定観測同等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行い、平常時モニタリングを継続する。

② 警戒事態の環境放射線モニタリング

県は、警戒事態の発生を認知した場合、県EMCを設置する。県EMCは、固定観測同等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行うとともに、平常時モニタリングを強化を行い、緊急時モニタリングの準備を開始する。また、原子力規制委員会との連絡手段の確認等を行い、国EMCの立上げ準備に協力する。

③ 国EMCの立上げ及び緊急時モニタリング実施計画の策定

施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した場合には、国は、国EMCを立ち上げることとされている。県は、国による国EMCの立上げに協力する。国は、原子力災害対策指針等に基づき、緊急時モニタリング計画を基に、周辺住民の住居の分布及び地形を考慮に入れ、また、原子力事故の状況及び気象情報や大気中拡散計算の結果等を参考にしつつ、緊急時モニタリング実施計画を策定することとされている。

④ 緊急時モニタリングの実施

県は、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は、県が定めた緊急時モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は緊急時モニタリング実施計画に基づいて、国EMCの指揮の下、緊急時モニタリングを実施する。

⑤ 緊急時モニタリング実施計画の改定への参画

国は、原子力施設の状態、放射線状況及び防護措置の実施状況等に応じて、緊急時モニタリング計画を改定することとされている。県EMCは、国EMCと連絡調整を行いこの改定に協力する。

⑥ モニタリング結果の共有

国EMCはモニタリング結果の妥当性を確認し、国EMC内、原子力災害対策本部及びオフサイトセンター放射線班と速やかに結果を共有する。また、原子力災害対策本部が行ったモニタリングの結果の評価等をオフサイトセンター内で共有する。県は、緊急時モニタリング計画等に沿って、オフサイトセンター内で共有された評価結果を、関係市町村と共有する。

修正前（平成 25 年 3 月）

伝達された内容を関係周辺市町に連絡するものとする。この際、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

4. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

(1) EMCの設置

県は、原子力事業者から警戒事象発生の通報を受けた場合、EMCを設置するとともに、周辺への影響の把握の観点から、平常時モニタリング（空間放射線量率、水道水、植物等の環境試料）を強化するものとする。

(2) 緊急時モニタリングの実施

県は、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合、国の総合調整のもと、周辺への放射性物質又は放射線に関する情報を得るために、緊急時モニタリング計画に基づく緊急時モニタリングを実施し、実施結果をとりまとめ、国に送付するものとする。

(3) 緊急時モニタリング実施計画の改定への参画

緊急時モニタリング実施計画は、原子力規制委員会が、原子力災害対策指針に基づき策定するものとされている。

国の原子力災害対策本部は、初動対応後、必要に応じて、緊急時モニタリングの実施及び支援に関して調整する会議を開催し、緊急時モニタリング実施計画を適宜改定するため、県は、関係省庁、原子力事業者等とともに会議に参画し、改定に協力するものとする。

(4) モニタリング結果の共有

県は、国と連携し、モニタリングの結果及びその評価を共有することとする。また、緊急時モニタリングの結果等について連絡を受けた県は、その内容を所在市町、関係周辺市町及びその他県内市町村に連絡するほか、災害時応援協定の相手先との共有を図るものとする。

(2) 緊急時の公衆の被ばく線量の実測

県は、国及び指定公共機関と連携し、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後1週間以内を目的に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を、1か月以内を目的に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。

(5) 緊急時の公衆の被ばく線量の実測

県は、国及び指定公共機関と連携し、特定事象発生時の通報がなされた場合、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後1か月以内を目的に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。

第3節 活動体制の確立

1. 県の活動体制

(1) 原子力災害対策のための警戒態勢

① 警戒態勢

県は、情報収集体制若しくは警戒事態の発生を認知した場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、関係周辺市町、所在県及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、原子力災害対策のためあらかじめ定められた警戒態勢をとるものとする。

② 情報の収集

県は、警戒事態発生を認知した場合、県災害警戒本部を設置し、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得る等国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。

③ オフサイトセンターの設置準備への協力

県は、警戒事態の発生を認知した場合、直ちにオフサイトセンターの立ち上げ準備への協力を行うものとする。

④ 略

⑤ 国等との情報の共有等

県は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡する等当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

⑥ 略

(2) 県災害対策本部の設置等

① 県は、施設敷地緊急事態発生時の通報を受けた場合、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は知事が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所を知事を本部長とする県災害対策本部を設置するものとする。さらに、原則として島根原子力発電所においては、副知事を長とする県現地災害対策本部を西部総合事務所に設置し、統轄監及び連絡要員をオフサイトセンターに派遣するものとし、人形峠環境技術センターにおいては、副知事を長とする県現地災害対策本部をオフサイトセンターに設置するものとする。

② 県災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準によるものとする。

第3節 活動体制の確立

1. 県の活動体制

(1) 事故対策のための警戒態勢

① 警戒態勢

県は、警戒事態発生時の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、関係周辺市町、所在県及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、事故対策のためあらかじめ定められた警戒態勢をとるものとする。

② 情報の収集

県は、警戒事態発生時の通報を受けた場合、県災害警戒本部を設置し、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得る等国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。

③ オフサイトセンターの設置準備への協力

県は、警戒事態発生時の通報を受けた場合、直ちにオフサイトセンターの立ち上げ準備への協力を行うものとする。

④ 略

⑤ 国等との情報の共有等

県は、派遣された職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡する等当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

⑥ 略

(2) 県災害対策本部の設置等

① 県は、特定事象発生時の通報を受けた場合、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は知事が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所を知事を本部長とする県災害対策本部を設置するものとする。さらに、原則として島根原子力発電所においては、副知事を長とする県現地災害対策本部を西部総合事務所に設置し、統轄監及び連絡要員をオフサイトセンターに派遣するものとし、人形峠環境技術センターにおいては、副知事を長とする県現地災害対策本部をオフサイトセンターに設置するものとする。

② 県災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準によるものとする。

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

修正案（平成26年3月）

原子力緊急事態解除宣言がなされた後、本部長が、原子力施設の事故が終結し、原子力災害中長期対策が完了した又は対策の必要がなくなると認めるとき

(3)・(4) 略

(5) 部の設置

県災害対策本部を設置したときは、業務を統一的かつ効果的に実施するため、下部組織として次の部を設置する。

ア 県EMC（警戒態勢から引き続き設置）

イ 医療救護対策本部

ウ 要配慮者避難対策本部

2. 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、県は、原則としてあらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

・図3-12「原子力災害合同対策協議会の組織、構成員」（略）

また、県は、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

3. 専門家の派遣要請

県は、施設敷地緊急事態発生時の通報がなされた場合、必要に応じて、あらかじめ定められた手続きに従い、国及び関係機関に対して専門家の派遣を要請し、鳥取県原子力防災専門家会議の委員に対しては、原子力応急対策・放射線管理・放射線防護等の専門分野について助言等を求めると共に、必要に応じて委員に対して参集を要請するものとする。

4. 応援要請及び職員の派遣要請等

(1)・(2) 略

(3) 緊急時モニタリング要員の要請等

国EMCの長は、必要な場合には、原子力災害対策本部放射線管理に対しモニタリング要員の動員を要請する。

5. 略

6. 原子力災害被災者生活支援チームとの連携

国の原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされ

修正前（平成25年3月）

ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき

イ 本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなると認めるとき

(3)・(4) 略

(5) 部の設置

県災害対策本部を設置したときは、業務を統一的かつ効果的に実施するため、下部組織として次の部を設置する。

ア EMC（警戒態勢から引き続き設置）

イ 医療救護対策本部

ウ 災害時要配慮者等避難対策本部

2. 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、県は、あらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

・図3-12「原子力災害合同対策協議会の組織、構成員」（略）

また、県は、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

3. 専門家の派遣要請

県は、特定事象発生時の通報がなされた場合、必要に応じて、あらかじめ定められた手続きに従い、国及び関係機関に対して専門家の派遣を要請し、鳥取県原子力防災専門家会議の委員に対しては、原子力応急対策・放射線管理・放射線防護等の専門分野について助言等を求めると共に、必要に応じて委員に対して参集を要請するものとする。

4. 応援要請及び職員の派遣要請等

(1)・(2) 略

5. 略

6. 原子力災害被災者生活支援チームとの連携

国の原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされ

備考

修正案（平成 26 年 3 月）

たこと及び初期対応段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目処として、必要に応じて、国の原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

県は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力災害被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

7. 防災業務関係者の安全確保

県は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

県は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、県災害対策本部（又は県現地災害対策本部）と現場指揮者との間で連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合は、防災業務従事者相互の安全チェック体制を整える等安全管理に配慮するものとする。

(2) 防護対策

① 県災害対策本部長（又は県現地災害対策本部長）、医療救護対策本部長は、国EMCの長と連携し、必要に応じてその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

また、県災害対策本部長（又は県現地災害対策本部長）は、市町村やその他防災関係機関に対して、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

② 略

(3) 防災業務関係者の放射線防護

①～③ 略

④ 県の本部の放射線防護を担う班及び国EMCは、医療救護対策本部及び被ばく医療に係る医療チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。

さらに、放射線防護の要員が不足する場合は、高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、国の原子力災害現地対策本部等）に対し、被ばく医療に係る医療チーム等の派遣要請を行うものとする。

(4) 安全対策

① 略

修正前（平成 25 年 3 月）

たこと及び初期段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目処として、必要に応じて、国の原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

県は、初期段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力災害被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

7. 防災業務関係者の安全確保

県は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

県は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、県災害対策本部（又は県現地災害対策本部）及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合は、防災業務従事者相互の安全チェック体制を整える等安全管理に配慮するものとする。

(2) 防護対策

① 県現地災害対策本部長、医療救護対策本部長、モニタリングセンター長は、必要に応じて、その管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

また、県現地災害対策本部長は、市町村やその他防災関係機関に対して、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

② 略

(3) 防災業務関係者の放射線防護

①～③ 略

④ 県の本部の放射線防護を担う班及びEMCは、医療救護対策本部及び緊急被ばく医療派遣チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。

さらに、放射線防護の要員が不足する場合は、高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、国の原子力災害現地対策本部等）に対し、緊急被ばく医療派遣チーム等の派遣要請を行うものとする。

⑤ 略

② 略

第 4 節 避難、屋内退避等の防護措置

1. 避難、屋内退避等の防護措置の実施

県は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等に基づき、避難、屋内退避等の防護措置を実施するものとする。

(1) 島根原子力発電所において県が実施する対策

① 県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、UPZ 内における屋内退避の準備を行うとともに市町村に対し、住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請することとする。

② 県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、PAZ 内の避難が指示された場合は、島根県の要請に基づき、必要な住民避難の引き受けを行うものとする。また、県は、国の指示又は独自の判断により、関係周辺市町村に対し屋内退避の実施や OIL に基づく防護措置の準備を行うよう要請するとともに、その他県内市町村に対し、関係周辺市町村が行う防護措置の準備への協力の要請並びに必要に応じて、屋内退避を行う可能性のある旨の注意喚起を行うものとする。

また、県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいた OIL の値を超え、又は超えるおそれがあるとき、市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態対応策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。

③ 放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に對し、緊急事態の状況により、OIL に基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態対応策の実施について、指示、助言等を行うこととされている。国が指示を行うにあたり、国から事前に指示案を伝達された県の知事は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるとする。また、県は、市町村から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

④ 県は、緊急事態対応策の実施のための緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当

⑥ 略

第 4 節 屋内退避、避難誘導等の防護活動

1. 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

県は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等に基づき、屋内退避、避難誘導等の防護活動を実施するものとする。

(1) 島根原子力発電所において県が実施する対策

① 県は、特定事象（原災法 10 条事象）発生時には、国の指示又は独自の判断により、UPZ 内における予防的防護措置（屋内退避）の準備を行うこととする。

② 県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法 15 条事象）を発出し、PAZ 内の避難が指示された場合、島根県の要請に基づき、必要な住民避難の引き受けを行うものとする。また、県は、国の指示又は独自の判断により、原則として UPZ 内における予防的防護措置（屋内退避）を行うこととし、UPZ を含む市町村にその旨を伝達するとともに、UPZ 外の市町村に対し、必要に応じて、予防的防護措置（屋内退避）を行う可能性のある旨の注意喚起を行うものとする。

また、県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、又は、国と連携し、緊急時モニタリングを実施し、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいた OIL の値を超え、又は超えるおそれがあるとき、市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態対応策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。

なお、知事は、提示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるとする。

修正案（平成26年3月）

修正前（平成25年3月）

備考

な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

⑤ 県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報及び放射性物質の大気中拡散計算結果その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、県は、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要等の情報について、国の原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。

⑥ 県は、専用車両等の手配が必要な要配慮者等の避難に関して、屋内退避の可能期間を考慮した上で放射線防護対策を実施した病院等医療機関、社会福祉施設等における一時的な屋内退避の実施を検討するものとする。また、在宅の要配慮者等の避難についても、これら病院等医療機関、社会福祉施設等での一時的な屋内退避の実施を検討するものとする。

⑦ 略

⑧ 県は、災害の実態に応じて、市町村と連携し、飼い主によるペットとの同行避難を呼びかけるものとする。

(2) 人形峠環境技術センターにおいて県が実施する対策

① 略

② 県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、避難所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報及び放射性物質の大気中拡散計算結果その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

③・④ 略

⑤ 県は、災害の実態に応じて、市町村と連携し、飼い主によるペットとの同行避難を呼びかけるものとする。

2. 避難所等

(1) 県は、市町村に対し、緊急時に必要に応じて指定避難所及びスクリーニング等の場所の開設、住民等への周知徹底について支援するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設することを支援するものとする。

(2) 県は、市町村と連携し、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児

③ 県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測及び大気中観測予測その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、県はこれらの情報について、国の原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。

④ 県は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、避難対象区域を含む市町村に協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、国の原子力災害現地対策本部に対しても情報提供するものとする。

⑤ 略

(2) 人形峠環境技術センターにおいて県が実施する対策

① 略

② 県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、避難所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測及び大気中観測予測その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

③・④ 略

2. 避難場所

(1) 県は、市町村に対し、緊急時に必要に応じて避難及びスクリーニング等の場所を開設することに係る住民等への周知徹底について支援するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設することを支援するものとする。

(2) 県は、市町村と連携し、それぞれの避難場所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児

児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報については県及び市町村に提供するものとする。

(3) 県は、市町村と連携し、避難所における生活環境が、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じて、避難所におけるペット飼育場の確保に努めるものとする。

(4) 県は、厚生労働省と連携し、避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、県は市町村と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

(5) 県は、市町村と連携し、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(6) 略

(7) 県は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じて、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めるものとする。

(8) 県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上、建設するものとする。ただし、

児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、災害時要援護者等の居場所や安否確認に努め、把握した情報については県及び市町村に提供するものとする。

(3) 県は、市町村と連携し、避難場所における生活環境が、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況等、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じて、避難場所におけるペット飼育場の確保に努めるものとする。

(4) 県は、厚生労働省と連携し、避難場所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、災害時要援護者等の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、県は市町村と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

なお、県は市町村と連携し、避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じて、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

(5) 県は、市町村と連携し、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。

(6) 略

(7) 県は、市町村と連携し、原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について避難者へパンフレット等により説明するものとする。また、安定ヨウ素剤の準備を行うものとする。

(8) 県は、国及び市町村と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じて、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難場所の早期解消に努めるものとする。

(9) 県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上、建設するものとする。ただし、

建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅におけるベットの受入れに配慮するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請するものとする。

3. 広域一時滞在
 - (1) 略
 - (2) 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合等、被災市町村からの要請を待つ暇がないときは、市町村の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。
 - (3) 略
 - (4) 国は、市町村及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合において、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要請を待ついとまがないときは、市町村の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村及び当該市町村を包括する都道府県に代わって行うこととされている。
 - (5) 略
 - (6) 略

4. 避難の際の住民に対するスクリーニングの実施
 国の原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、スクリーニング及び除染措置を実施するよう地方公共団体に指示するものとされている。

県は、原子力災害対策指針に基づき、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、主要経路沿い等にスクリーニング会場を設置し、住民等の避難区域等からの避難において、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）を避難所に収容するまでの間に、スクリーニング及びスクリーニング結果に応じたOILに基づく除染を行うものとする。また、主要経路沿い等のスクリーニング会場でスクリーニングを実施しなかった住民等については、避難先地域内に設置する予備スクリーニング会場でスクリーニングを行うものとする。

なお、国のスクリーニングの検討を踏まえて、実施方法等を更に検討するものとする。

5. 安定ヨウ素剤の予防服用

県は、市町村、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。

(1) 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示することとされている。

(2) 県は、市町村と連携し、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、または

建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請するものとする。

3. 広域一時滞在
 - (1) 略
 - (2) 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合等、被災市町村からの要請を待つ暇がないときは、市町村の要請を待たないで、広域一時滞在のための要請を当該市町村に代わって行うものとする。
 - (3) 略

- (4) 略
- (5) 略

4. 避難の際の住民に対するスクリーニングの実施

県は、主要経路沿い等にスクリーニング会場を設置し、避難住民のスクリーニングを行い、避難住民を避難所に収容するまでの間に、スクリーニング及び必要に応じて除染を行うものとする。また、主要経路沿い等のスクリーニング会場を通過しなかった避難住民については、避難先地域内に設置する予備スクリーニング会場でスクリーニングを行うものとする。

なお、国のスクリーニングの検討を踏まえて、実施方法等を更に検討するものとする。

5. 安定ヨウ素剤の予防服用

県は、原子力災害対策指針を踏まえ、国の指示又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の予防服用が必要となった場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用にあたっての注意を払った上で、服用するべき時機及び服用の方法の指示、薬剤師等医療専門職の確保等その他の必要な措置を講じるものとする。

独自の判断により、住民等に対し、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。なお、可能な限り医療専門職の立ち会いの下配布・服用指示を行うものとする。

6. 要配慮者への配慮

(1) 県は、市町村と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難場所での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、放射線防護対策施設の活用、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

(2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難させ、他の医療機関へ転院させるものとする。この際、放射線防護対策を実施した病院等医療機関については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他の病院等医療機関からの受け入れや避難又は他の医療機関への転院等を判断するものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。

また、県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとする。県内の医療機関では転院に対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、受入れ協力を要請するものとする。

(3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員等の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。この際、放射線防護対策を実施した社会福祉施設等については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他の社会福祉施設等からの受け入れや避難又は他の社会福祉施設への転院等を判断するものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。また、県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のための必要な支援を行うものとする。

7. 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定められたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市町村に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

6. 災害時要配慮者等への配慮

(1) 県は、市町村と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難場所での生活に関して、災害時要配慮者等及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、災害時要配慮者等に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

(2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難させ、他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。

また、県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとする。県内の医療機関では転院に対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、受入れ協力を要請するものとする。

(3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。また、県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のための必要な支援を行うものとする。

7. 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定められたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市町村に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

修正案（平成 26 年 3 月）

8. 不特定多数の者が利用する施設における避難措置
 駅その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ定められた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させるものとする。

9. 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置
 県は、国の原子力災害現地対策本部、関係機関等と連携し、市町村長等が設定した警戒区域又は避難を勧告、若しくは指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導する等、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるものとする。

10. 食糧、生活関連物資等の供給
 (1) 県は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食糧、飲料水、燃料、毛布等の生活関連物資等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・配分を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含める等被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

(2) 略
 (3) 県は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）又は国の原子力災害対策本部に物資の調達を要請するものとする。

(4) 略
 (5) 県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定公共機関又は指定地方公共機関のうち運送事業者及び運送事業者団体に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。

なお、県は、指定公共機関又は指定地方公共機関のうち運送事業者及び運送事業者団体が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、緊急事態応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。

第5節 治安の確保及び火災の予防

県は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保、火災の予防等について治安当局等関係機関と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立退きの勧告又は指示等を行った区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、速やか治安の確保、火災の予防等に努めるものとする。

修正前（平成 25 年 3 月）

8. 不特定多数の者が利用する施設における避難措置
 駅その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定められた避難計画等に基づき、避難させるものとする。

9. 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置
 県は、市町村長等が設定した警戒区域もしくは避難を勧告又は指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導する等、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう国の原子力災害現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

10. 食糧、生活関連物資等の供給
 (1) 県は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食糧、飲料水、燃料、毛布等の生活関連物資等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・配分を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含める等被災地の実情を考慮するとともに、災害時要援護者等のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

(2) 略
 (3) 県は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や国の原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

(4) 略
 (5) 県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定公共機関又は指定地方公共機関のうち運送事業者及び運送事業者団体に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。

なお、県は、指定公共機関又は指定地方公共機関のうち運送事業者及び運送事業者団体が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、緊急事態応急対策の実施のために必要があるときに限り、当該機関に対し、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。

第5節 治安の確保及び火災の予防

県は、緊急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立退きの勧告又は指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるものとする。国と協力のうえ、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努める

第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

(1) 国は、放射性物質が放出された後、OILに基づき、一時移転対象地域の地域性生産物の出荷制限・摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示することとされている。県は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。

(2) 国はOILに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県における検査計画・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じた、摂取制限も措置することとされている。県は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。また、県は、国の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

ものとする。

第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

(1) 県は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する場合、併せて、当該勧告等の対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。

(2) 県は、原子力災害対策指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。

(3) 県は、原子力災害対策指針に基づいたOILの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

第7節 緊急輸送活動

1. 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位及び範囲

県は、緊急事態応急対策実施区域を含む市町村及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、下表の順位を原則として調整するものとする。

・表3-2「緊急輸送の順位及び範囲」

緊急輸送の順位		緊急輸送の範囲
第1順位	・人命救助、救急活動に必要な輸送	・救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材 ・負傷者
第2順位 ～ 第5順位	略	略

第7節 緊急輸送活動

1. 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位及び範囲

県は、緊急事態応急対策実施区域を含む市町村及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、下表の順位を原則として調整するものとする。

・表3-2「緊急輸送の順位及び範囲」

緊急輸送の順位		緊急輸送の範囲
第1順位	・人命救助、救急活動に必要な輸送 ・対応方針を定める少人数のグループのメンバー	・救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材 ・負傷者 ・国、県、市の対策本部長等
第2順位 ～ 第5順位	略	略

修正案（平成26年3月）

修正前（平成25年3月）

備考

(2) 緊急輸送体制の確立

① 県は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。なお、避難者の輸送にあたっては、自家用車、バスによる避難を中心とするが、補完手段として鉄道、船舶、航空機、ヘリコプター等を確認し、輸送手段の複重化を図る。県は、これら輸送手段の特性、種別、数量等を総合的に判断し、輸送手段の配分を決定する。

② 県は、人員、車両等の調達に関して、関係機関のほか、輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じて、周辺市町村や周辺県に支援を要請するものとする。

・表3-3「緊急輸送にかかる応援機関」

輸送手段	応援機関・応援手段	備考
陸路（鉄道）	J R 西日本	・中国運輸局（鳥取運輸支局）
陸路（トラック）	日本通運、日ノ丸西濃運輸、県トラック協会、自衛隊	を通じて、輸送力確保のあつせん依頼
陸路（バス）	日ノ丸自動車、日本交通、県バス協会、自衛隊	・「緊急・救護輸送に関する協定書」に基づき、県トラック協会に応援要請
略	関西広域連合内の各府県バス協会	・「バスによる災害時における緊急輸送に関する協定」に基づき要請
略	略	略

③ 略

2. 略

第8節 救助・救急、消火及び医療活動

1. 略

2. 医療活動等

(1) 県は、被災地の医療機関と協力し、原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ、拠点となる被ばく医療機関を中心として医療活動を行うものとする。その際、災害拠点病院やDMAT等が行う災害医療活動と緊密に連携するものとする。

(2) 県は、国及び拠点となる被ばく医療機関と協力し、被ばく医療機関等の診療状況等の情報を医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。

(3) 県は、必要に応じて、速やかに拠点となる被ばく医療機関又は国に対し、被ばく医療に係る医療チームの派遣について要請するものとする。

(2) 緊急輸送体制の確立

① 県は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。

② 県は、人員、車両等の調達に関して、関係機関のほか、輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じて、周辺市町村や周辺県に支援を要請するものとする。

・表3-3「緊急輸送にかかる応援機関」

輸送手段	応援機関・応援手段	備考
陸路（鉄道）	J R 西日本	・中国運輸局（鳥取運輸支局）
陸路（トラック）	日本通運、日ノ丸西濃運輸、県トラック協会、自衛隊	を通じて、輸送力確保のあつせん依頼
陸路（バス）	日ノ丸自動車、日本交通、県バス協会、自衛隊	・「緊急・救護輸送に関する協定書」に基づき、県トラック協会に応援要請
略	略	略

③ 略

2. 略

第8節 救助・救急、消火及び医療活動

1. 略

2. 医療活動等

修正案（平成26年3月）

修正前（平成25年3月）

備考

(4) 県は、県内又は近隣都道府県からの被ばく医療に係る医療チーム等の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（被ばく医療機関、救護所、広域搬送地点等）の確保を図るものとする。

(5) 県は、医療救護対策本部において、関係医療機関等との密接な連携を図りつつ総合的な判断と統一された見解に基づき、医療活動等を実施するものとする。

また、県は、必要と認められる場合は、国立病院、国立大学病院、県立病院等医療機関及び医師会等医療関係団体に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。

(6) 県等は、必要に応じて放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学病院を中心に、各医療機関から派遣された医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チームの指導を受ける等により、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに、必要に応じて治療を行うものとする。また、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行うものとする。

また、県等は、国の原子力災害現地対策本部医療班の医療総括責任者の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性がある傷病者の医療機関や救急組織への搬送・受入れを支援するものとする。

(7) 略

(8) 略

(9) 県は、自ら必要と認める場合又は関係周辺市町等から被ばく者の独立行政法人放射線医学総合研究所、高度な被ばく医療に対処可能な医療機関等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し、搬送手段の優先的確保等の特

第9節 住民等への的確な情報伝達活動

略

1. 住民等への情報伝達活動

(1)・(2) 略

(3) 県は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象情報及び放射性物質の大気中拡散予測結果、等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。

(1) 県は、医療救護対策本部において、関係医療機関等との密接な連携を図りつつ総合的な判断と統一された見解に基づき、医療活動等を実施するものとする。

また、県は、必要と認められる場合は、国立病院、国立大学付属病院、県立病院等医療機関及び医師会等医療関係団体に対し、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。

(2) 県等は、必要に応じて放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学付属病院を中心に、各医療機関から派遣された医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの指導を受ける等により、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに、必要に応じて治療を行うものとする。また、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行うものとする。

また、県等は、国の原子力災害現地対策本部医療班の医療総括責任者の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性がある傷病者の医療機関や救急組織への搬送・受入れを支援するものとする。

(3) 略

(4) 略

(5) 県は、自ら必要と認める場合又は関係周辺市町等から被ばく者の放射線障害専門病院等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し、搬送手段の優先的確保等の特段の配慮を要請するものとする。

第9節 住民等への的確な情報伝達活動

略

1. 住民等への情報伝達活動

(1)・(2) 略

(3) 県は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、SPEEDIネットワークシステム等による放射性物質の拡散予測等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに災害時要配慮者等、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。

修正案（平成 26 年 3 月）	修正前（平成 25 年 3 月）	備考
<p>(4) 県は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について国の原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体、原子力事業者等と相互に連絡を取り合うものとする。</p> <p>(5) 略</p> <p>2. 住民等からの問い合わせに対する対応</p> <p>(1) 県は、国、市町村及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。</p> <p>(2) 県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、消防機関、県警察本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報管理を徹底するよう努めるものとする。</p> <p>第 10 節 自発的支援の受入れ等</p> <p>大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、県及び国、関係団体は、適切に対応するものとする。</p> <p>1. ボランティアの受入れ等</p> <p>県及び国、関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際しては、被ばくに留意し、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に活かされるように配慮するとともに、必要に応じてボランティアの拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。</p> <p>2. 国民等からの義援物資、義援金の受入れ</p> <p>(1) 略</p>	<p>(4) 県は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について国の原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体及び原子力事業者と相互に連絡を取り合うものとする。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 県は、避難状況の確実な把握に向けて、市町村が指定した避難所以外に避難をした場合等には、当該市町村の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民に周知することについて協力するものとする。</p> <p>2. 住民等からの問い合わせに対する対応</p> <p>県は、国、市町村及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。</p> <p>第 10 節 自発的支援の受入れ等</p> <p>大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、県及び国、関係団体は、適切に対応するものとする。</p> <p>1. ボランティアの受入れ等</p> <p>県及び国、関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際しては、被ばくに留意し、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に活かされるように配慮するとともに、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。</p> <p>2. 国民等からの義援物資、義援金の受入れ</p> <p>(1) 略</p>	

<p>(2) 義援物資の受入れ</p> <p>被災した県は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、市町村が受け入れを希望するもの及び受け入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を国の原子力災害対策本部等並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の県は必要に応じて義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分に配慮した方法とするよう努めるものとする。</p> <p>(3) 義援金の受入れ</p> <p>義援金の使用については、県が義援金収集体と配分委員会を組織し、市町村とも十分協議の上、定めるものとする。その際、配分方法を工夫する等して、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。</p>	<p>(2) 義援物資の受入れ</p> <p>被災した県は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、市町村が受け入れを希望するもの及び受け入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を国の原子力災害対策本部等並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の県は必要に応じて義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分に配慮した方法とするよう努めるものとする。</p> <p>(3) 義援金の受入れ</p> <p>義援金の使用については、県が義援金収集体と配分委員会を組織し、市町村とも十分協議の上、定めるものとする。その際、配分方法を工夫する等して、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。</p>
<p>第 11 節・第 12 節 略</p>	<p>第 11 節・第 12 節 略</p>
<p>第 4 章 原子力災害中長期対策</p>	<p>第 4 章 原子力災害中長期対策</p>
<p>第 1 節～第 4 節 略</p>	<p>第 1 節～第 4 節 略</p>
<p>第 5 節 各種制限措置等の解除</p> <p>県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限、採取制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。</p> <p>県警察は、必要に応じて、実施した交通規則の解除を行うものとする。</p>	<p>第 5 節 各種制限措置等の解除</p> <p>県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限、採取制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。</p> <p>県警察は、必要に応じて、実施した交通規則の解除を行うものとする。</p>
<p>第 6 節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</p> <p>県は、原子力緊急事態解除宣言後、国の総括の下、関係省庁及び原子力事業者等と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。その後、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。</p>	<p>第 6 節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</p> <p>県は、原子力緊急事態解除宣言後、国、関係機関及び原子力事業者と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。その後、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。</p>
<p>第 7 節 災害地域住民に係る記録等の作成</p> <p>1・2 略</p>	<p>第 7 節 災害地域住民に係る記録等の作成</p> <p>1・2 略</p>
<p>3. 災害対策措置状況の記録</p> <p>県は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び原子力災害中長期対策</p>	<p>3. 災害対策措置状況の記録</p> <p>県は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくも</p>

措置を記録しておくものとする。

第 8 節 被災者等の生活再建等の支援

- (1) 略
- (2) 県は、国及び市町村と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。
- (3) 略

第 9 節 風評被害等の影響の軽減

県は、国及び市町村と連携し、科学的根拠に基づき農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、それらの放射線測定による安全性評価や広報活動を行うものとする。

第 10 節～第 13 節 略

のとする。

第 8 節 被災者等の生活再建等の支援

- (1) 略
- (2) 県は、国及び市町村と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従来の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。
- (3) 略

第 9 節 風評被害等の影響の軽減

県は、国及び市町村と連携し、科学的根拠に基づき農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、それらの放射線測定による安全性評価や広報活動を行うものとする。

第 10 節～第 13 節 略

別添 1 島根原子力発電所に係る各緊急事態区分を判断する EAL

1 警戒事態を判断する EAL	緊急事態区分における措置の概要
①原子炉の運転中に原子炉保護回路の 1 チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。
②原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。	

修正案（平成 26 年 3 月）

修正前（平成 25 年 3 月）

備考

<p>③原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。</p>	
<p>④原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p>	
<p>⑤全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p>	
<p>⑥原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</p>	
<p>⑦使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p>	
<p>⑧原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p>	
<p>⑨原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p>	
<p>⑩重要区域において、火災又は溢水が発生し、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p>	
<p>⑪燃料被覆管障壁もしくは原子炉炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉炉冷却系障壁が喪失すること。</p>	
<p>⑫当該原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p>	
<p>⑬当該原子炉施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合。</p>	
<p>⑭東海地震注意情報が発表された場合（浜岡原子力発電所のみ）。</p>	
<p>⑮オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p>	
<p>⑯当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p>	

⑩その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。

2 施設敷地緊急事態を判断するEAL

緊急事態区分における措置の概要
PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

①原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。

②原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置（当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。）による注水ができないこと。

③原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失すること。

④全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。

⑤非常用直流母線が1となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が1となる状態が5分以上継続すること。

⑥原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下すること。

⑦使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。

⑧原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。

⑨原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。

<p>⑩火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑪原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑫原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑬燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑭原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 10 条に基づき通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑮その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>PAZ 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出</p> <p>3 全面緊急事態を判断する EAL</p> <p>①原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>②原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>③原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>④原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p>
--	---

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

修正案（平成 26 年 3 月）

修正前（平成 25 年 3 月）

備考

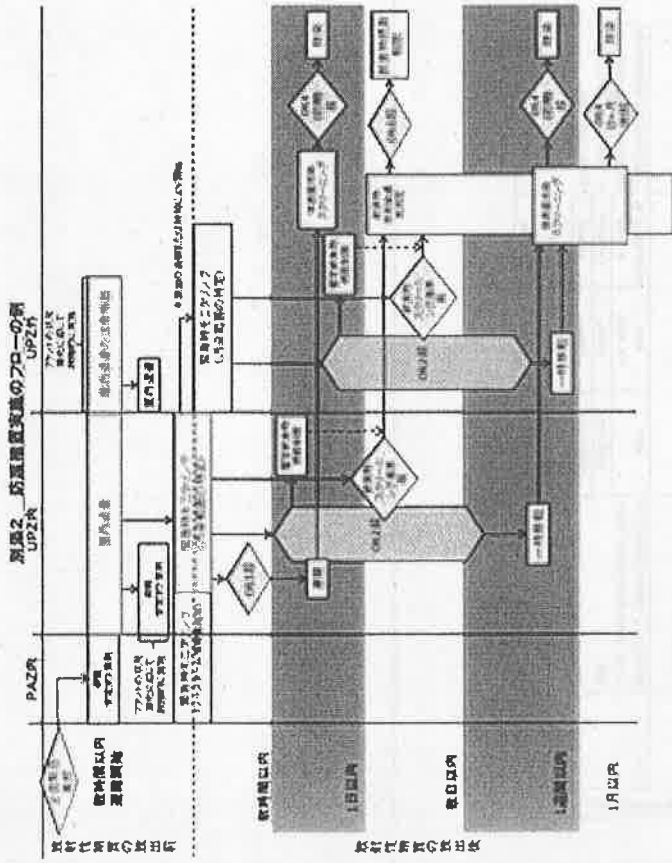
<p>⑤原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</p> <p>⑥全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</p> <p>⑦全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑧炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。</p> <p>⑨原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。</p> <p>⑩使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑪原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑫燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること</p> <p>⑬原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づき緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑭その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>
---	---

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表
 修正案（平成 26 年 3 月）

修正前（平成 25 年 3 月）

備考

別添2 防護措置実施のフロー図



鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表
 修正案（平成 26 年 3 月）

修正前（平成 25 年 3 月）

備考

別添 3 OIL と防護措置について

別添 3 OIL と防護措置について

放射線防護措置	放射線防護措置	放射線防護措置	防護措置の概要
OIL1	<p>放射線防護措置 放射線防護措置 放射線防護措置</p>	<p>放射線防護措置 放射線防護措置 放射線防護措置</p>	<p>放射線防護措置 放射線防護措置 放射線防護措置</p>
OIL2	<p>放射線防護措置 放射線防護措置 放射線防護措置</p>	<p>放射線防護措置 放射線防護措置 放射線防護措置</p>	<p>放射線防護措置 放射線防護措置 放射線防護措置</p>
OIL3	<p>放射線防護措置 放射線防護措置 放射線防護措置</p>	<p>放射線防護措置 放射線防護措置 放射線防護措置</p>	<p>放射線防護措置 放射線防護措置 放射線防護措置</p>
OIL4	<p>放射線防護措置 放射線防護措置 放射線防護措置</p>	<p>放射線防護措置 放射線防護措置 放射線防護措置</p>	<p>放射線防護措置 放射線防護措置 放射線防護措置</p>
OIL5	<p>放射線防護措置 放射線防護措置 放射線防護措置</p>	<p>放射線防護措置 放射線防護措置 放射線防護措置</p>	<p>放射線防護措置 放射線防護措置 放射線防護措置</p>